

令和 7 年 古殿町農業委員会 2 月定例委員会

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 17 日 (月) 午後 3 時
- 2 開催場所 古殿町役場 大会議室
- 3 出席委員 (8 人) (8 人)
- | | | |
|----|---------------|----------------|
| 会長 | 農業委員 8 番 水野和徳 | |
| 委員 | 農業委員 1 番 中瀬信治 | 推進委員 1 番 我妻由美子 |
| | 農業委員 2 番 石井利行 | 推進委員 2 番 大楽良文 |
| | 農業委員 3 番 遠藤光一 | 推進委員 3 番 吉田真健 |
| | 農業委員 4 番 我妻弘道 | 推進委員 4 番 矢吹三智也 |
| | 農業委員 5 番 荒川一寿 | |
| | 農業委員 6 番 水野幸栄 | |
| | 農業委員 7 番 根本明 | 推進委員 7 番 水野光樹 |
| | | 推進委員 8 番 小平美香 |
| | | 推進委員 9 番 瀬谷國彦 |
| | | 推進委員 10 番 岡部雄一 |

4 欠席委員 (2 人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 3 号 古殿農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第 4 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見決定について
- 第 6 議案第 6 号 農業経営改善計画に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫
主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 2 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、 推進委員5番 遠藤一委員 、 推進委員6番 水野辰芳委員 より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。

農業委員2番 石井利行委員 、及び

農業委員5番 荒川一寿委員

を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長)

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 2 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 2 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。農業委員 [REDACTED] 委員

○ [REDACTED] 番委員

2月14日、所有権の移転の現地調査及び聞き取りを行ってきました。譲渡人から譲受人に生前贈与する形で申請がなされました。確認しましたところ特に問題ありませんでしたので報告いたします。以上です。

- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 日程第 3 議案第 3 号
古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
- 事務局長 古殿町長より古殿農業振興地域整備計画の変更案に対する意見を求められています。
- 事務局長 【議案第 3 号 朗読後、説明】
- 議長(会長) 筆数が多いので、確認の時間を取ります。3時20分まで休会いたします。
- 議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 3 号
古殿農業振興地域整備計画の計画変更に対する意見決定については、原案のとおり答申することに決定いたしました。
- 議長(会長) 日程第 4 議案第 4 号
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

今月の農用地利用集積計画については、 3 件でございます

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、問題ないと考えます。

○ 議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 5番委員

■さんは、何をやっている人ですか。いくつくらいの方ですか。

○ 事務局長田

肉用牛の繁殖をしています。年齢は■歳です。

○ 5番委員

何頭くらいやってるの。

○ 議長(会長)

親牛で10数頭やっていたと思います。

○ 5番委員

はい。わかりました。

○ 議長(会長)

その他質疑はありませんか。

○ 議長(会長)

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○ 議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 4 号

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(会長)

日程第 5 議案第 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

古殿町長より農用地利用集積等促進計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、内容を説明】

以上の計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

○ 議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○ 議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○ 議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定については原案のとおり答申することに決定いたしました。

○議長(会長)

日程第 6 議案第 6 号

農業経営改善計画の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

古殿町長より農業経営改善計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、内容を説明】

以上の計画申請の内容は、古殿町農業経営改善計画認定基準を満たしていると考えます。

○議長(会長)

申請書に目を通す時間を取ります。3時40分まで休会といたします。

○議長(会長)

再開します。本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 6 号

農業経営改善計画の諮問に対する意見決定について番は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

○議長(会長) | これで、本日の日程は全部終了いたしました。
2 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和道

会議録署名人 石井利行

会議録署名人 荒川一寿